安心住まい住宅 借り上げ物件ご紹介のお願い

1. 安心住まい提供事業について

豊島区では、取り壊しなどにより住宅の確保に緊急を要する高齢者等を対象に、安心住まい提供事業用の住宅を、現在159戸(うち17戸は世帯用)借り上げ、住戸を提供しています。

現在、一部の物件の賃貸借契約が終了し、借上げ戸数が減少したため、相談者のニーズに沿い難い状況にあることから、新たな物件の借上げを検討しています。

2. 安心住まい住宅の利用対象者

- ① 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の方で構成される世帯
- ② 身体障害者手帳 4 級以上、または愛の手帳 3 度以上の方がいる世帯
- ③ 18歳未満の子どもと同居し扶養する父もしくは母、またはこれに準ずる方のみで構成されている世帯(ひとり親世帯)
- ④ 居住場所の閉鎖により立ち退きを余儀なくされた 50 歳以上のひとり暮らし世帯

3. 借上げ目標

全体で10戸(単身用住戸5戸、2名以上入居可住戸5戸を想定)

4. その他

令和4年3月上旬の借上げ開始を予定しておりますので、2月上旬を目途にご紹介いただけると幸いです。

分類	希望
①契約に 関すること	◆次に当てはまる建物 ・原則、新耐震基準で建築した建物 ・建築後 50 年程度経過している建物(建物耐震診断の結果「問題無」か「耐震改修」を行った建物が望ましい)
	◆契約期間 5年以上の継続した賃貸借契約を希望
	◆借上げ形態 ・借上げ方法は1棟か1戸か問わない
	◆専用面積 ・2 名以上入居可住戸…27 ㎡以上とし、単身用として入居できる部屋でも可・単 身 用 …20 ㎡程度以上を希望
	◆設備に関すること ・EV 付き、バリアフリー対応済の物件を希望。1F の物件であれば EV は不要 ・風呂・トイレ別、室内洗濯機置き場、独立洗面台ありが望ましい
	◆特定の入居者のみあっせんする住宅の借り上げも応相談 「高齢者のみ入居可」、「ひとり親のみ入居可」など条件付きの場合でも、借り上げを 検討いたします
	◆ご紹介いただいた物件は、順次、契約に向けた協議を実施させていただきます

分類	希望
	◆区の想定する家賃額
②家賃設定	・2 名以上入居可住戸:~12 万円程度を希望。(共益費込み)
について	·単 身 用:~10万円程度
	・契約金額の設定は応相談
③地域について	◆豊島区内全域を対象
	特に東池袋、長崎、巣鴨、上池袋、池袋本町地区の物件を希望
	・月額家賃を1として、敷:礼:手数料 は 1:1:1 や 2:1:1 想定
④敷金礼金	・鍵交換代等、諸費用や実費も区負担
仲介手数料	・契約締結後は、契約更新ごとに最大 2 か月分の家賃相当額を支払う
更新料	・契約書は豊島区で作成、双方合意のうえ取り交わす
	・詳細は協議のうえ決定する
	・区がオーナーに直接賃借料を支払うため、入居者から家賃が徴収できないといった
	滞納リスクがない
⑤安心住まい住宅	・空室中の部屋にも区が賃借料を支払うため、空室リスクがない
の借上げの特色	・退去にかかる空室修繕の費用負担が区であること
	・高齢者に対する見守り体制や地域包括支援センター等との連携
	・電球による安否確認装置(ハローライト)の設備の導入
	→導入費用や月額利用料は、豊島区で負担

【参考】ハローライトについて

- 安否確認用の電球をお手洗いなど居室内に取り付けて利用します。工事は不要です
- 設置した電球が 0:00~23:59 の間に、点灯が継続している、もしくは、点灯しない場合に、 翌日の 10:00 に登録しているメールアドレスに異常感知のメールが送信されます
- 導入費用や月額利用料は、豊島区が負担いたします

【担当】

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区 都市整備部 住宅課 住宅管理グループ 佐藤・白井 豊島区 保健福祉部 福祉総務課 住宅相談グループ 玉井

【連絡先】

電話:03-3981-2637

メール:A0022901@city.toshima.lg.jp